

# 令和3年4月1日から 常時雇用する労働者数が301人以上の企業において 正規雇用労働者の中途採用比率の公表が義務化されます

常時雇用する労働者※<sup>1</sup>が301人以上の企業は、求職者が容易に閲覧できるかたちで「直近の3事業年度※<sup>2</sup>の各年度について、採用した正規雇用労働者の中途採用※<sup>3</sup>比率」を公表することが必要となります。公表は、おおむね年に1回、公表した日を明らかにして、インターネットの利用やその他の方法で行います。

■労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）

- ※1 「常時雇用する労働者」とは、雇用契約の形態を問わず①期間の定めなく雇用されている者、②過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者、のいずれかを満たす労働者を指します。
- ※2 「直近の3事業年度」とは、事業年度における正規雇用労働者の採用活動が終了し、正規雇用による中途採用者の状況を「見える化」することができる状態となった最新の事業年度を含めた3事業年度を指します。
- ※3 「中途採用」とは「新規学卒等採用者以外」の雇入れを指します。

## 公表の方法・例

### 1. 直近3事業年度の考え方

4月1日～3月31日が事業年度の企業が、2020年度の採用活動を終了し、正規雇用労働者の中途採用比率の公表ができる状態となり、2021年8月31日に公表を行う場合



### 2. 正規雇用労働者の中途採用比率の計算方法

	正規雇用労働者の採用数 (A)	うち 中途採用者数(B)	公表する中途採用比率 (B/A*100により算出した比率の 小数点以下第一位を四捨五入)	
			計算式	比率
2018年度	46人	16人	$16/46*100=34.78\dots$	≒ 35%
2019年度	32人	13人	$13/32*100=40.62\dots$	≒ 41%
2020年度	38人	7人	$7/38*100=18.42\dots$	≒ 18%

### 3. 公表

労働施策総合推進法に基づく中途採用比率の公表 (A社HP)

	2018年度	2019年度	2020年度
正規雇用労働者の 中途採用比率	35%	41%	18%

公表日：2021年8月31日